【表紙】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成25年6月25日

【会社名】サトーホールディングス株式会社【英訳名】SATO HOLDINGS CORPORATION

【電話番号】 03-6665-0600 (代表)

【事務連絡者氏名】取締役常務執行役員 櫛田 晃裕【最寄りの連絡場所】東京都目黒区下目黒一丁目 7番 1号

【電話番号】 03-6665-0600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 櫛田 晃裕

【縦覧に供する場所】 サトーホールディングス株式会社 ビジネスプラザ

(埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目207番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年6月21日開催の当社第63回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成25年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円

第2号議案 定款一部変更の件

単元未満株式の買増しの規定を新設及び補欠監査役選任決議の有効期間ならびに選任された補欠監査 役の任期を定めるための変更

第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

役員報酬制度を見直し、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、取締役(社外取締役を除く)に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額40百万円以内の範囲で割当てる。

第4号議案 取締役11名選任の件

取締役として、松山一雄、山田圭助、櫛田晃裕、西田浩一、土橋郁夫、鳴海達夫、小野隆彦、鈴木 賢、山田秀雄、田中優子及び石黒清子の11氏を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、山口隆央を新たに選任する。

第6号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、西山裕及び玉村勝を選任する。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任監査役西尾吉典に対し、当社の定める一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈し、具体的な金額については監査役の協議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	205,444	140	0	(注)1	可決 (99.93%)
第2号議案	205,348	236	0	(注)2	可決 (99.89%)
第3号議案	186,687	18,897	0	(注)1	可決 (90.81%)
第4号議案				(注)3	
松山一雄	202,785	2,795	4		可決 (98.64%)
山田圭助	205,291	289	4		可決 (99.86%)
櫛田晃裕	204,127	1,453	4		可決 (99.29%)
西田浩一	205,278	302	4		可決 (99.85%)
土橋郁夫	205,228	352	4		可決 (99.83%)
鳴海達夫	205,292	288	4		可決 (99.86%)
小野隆彦	195,052	10,528	4		可決 (94.88%)
鈴木 賢	196,218	9,362	4		可決 (95.44%)
山田秀雄	196,243	9,337	4		可決 (95.46%)
田中優子	160,762	44,818	4		可決 (78.20%)
石黒清子	196,744	8,836	4		可決 (95.70%)
第5号議案				(注)3	
山口隆央	204,611	970	3		可決 (99.53%)
第6号議案				(注)3	
西山 裕	205,116	464	4		可決 (99.77%)
玉村 勝	204,932	648	4		可決 (99.68%)
第7号議案	178,577	27,004	3	(注)1	可決(86.86%)

- (注)1,出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成であります。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上